

徳島県規則第四号

技能労務職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

技能労務職員の旅費に関する規則

技能労務職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

技能労務職員の旅費及び費用弁償に関する規則

本則中「規定する職員」の下に「及び同条例第一条に規定する技能労務職員（以下単に「技能労務職員」という。）であつて地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員であるもの」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（旅費の支給）」を付し、同條の次に次の一條を加える。

（費用弁償）

第二條 技能労務職員であつて地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員であるものには、會計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の適用を受けるパートタイム會計年度任用職員の例により、費用弁償として、通勤に要する費用及び旅費を支給する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。